

点検報告書は、継続申請する場合に必ず必要となりますので提出してください。掲出している広告物ごとに提出してください。
 正・副（各1部）の提出をお願いします。

日付は必ず記入してください。郵送の場合は、発送する日などをご記入ください。

第4号様式の2（第7条、第7条の2関係）（表）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

屋外広告物点検報告書

令和 ○年 ○月 ○日

（あて先）厚木市長 殿

報告者 郵便番号 243-0000
 住所又は所在地 厚木市中町○-○-○
 氏名又は法人名 本厚木商店
 及び代表者氏名 本厚木 太郎
 電話番号 046-225-0000

報告者は第1号様式の申請者となります。

壁面突出広告物、壁面利用広告物、広告塔等、広告物の種類名を記入してください。

報告者又は掲出物件について点検を行ったので報告します。この報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。
 なお、点検した結果、補修を要する箇所があった広告物又は掲出物件については、公衆に対して危害を及ぼすことのないよう、速やかに補修その他必要な措置を講じます。

当初の設置年月を記入してください。なお、不明の場合は、当初の許可年月を記入してください。両方とも不明の場合は、（年経過）の右側に「不明」と記載してください。

対象物件	広告物又は掲出物件の種類	壁面利用広告物
	当初の設置年月	○年 ○月（年経過）
	前回許可の年月日及び番号	○年 ○月 ○日 第○○-○○号
	表示（設置）場所	厚木市中町○-○-○
点検者等	点検者	郵便番号 243-0000 住所 厚木市中町○-○-○ 氏名 屋外 一郎 電話番号 046-225-0000
	点検者の資格 （該当項目を○で囲んでください。）	1 屋外広告士 2 屋外広告物講習会修了者 3 広告美術仕上げに関し、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者 4 知事が1から3までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者 5 一級建築士又は二級建築士 6 広告物等の点検に関する講習会の修了者 7 上記1から6までに該当しない者
	点検日	令和 ○年 ○月 ○日

点検した日付を必ず記入してください。

点検者の該当する資格等を○で囲んでください。
 また、点検者の資格証の写しを必ず添付してください。
 なお、資格者が必要な場合等に関しては、「（別紙）資格者による点検について」を参照してください。

備考 1 当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置している者が報告してください。
 2 点検状況を撮影した写真及び点検後の広告物又は掲出物件の写真を添付してください。
 3 当初の設置年月が不明の場合は、当初の許可年月を記入してください。
 ケードに設置するもの、案内板、アーチ又は広告幕のうち表示面が固定されたものは、点検者の資格欄1から6までに該当する者とします。この場合には、1から6までに該当する者であることを証する書面の写しを添付してください。
 4 本報告書は、広告物又は掲出物件ごとに提出してください。

点検報告書の裏面になります。
点検結果を記載してください。

(裏)

点検箇所	点検項目	※点検結果	C又はDの内容
上部構造・基礎部	1 上部構造の全体の傾斜、ぐらつき	A・B・C・D・無	
	2 基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	A・B・C・D・無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	A・B・C・D・無	
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	A・B・C・D・無	現段階で影響はないが、腐食が少しみられるので、次回点検時までに補修する予定。
	2 鉄骨接合部（ボルト・ナット・ビス）の緩み、欠落	A・B・C・D・無	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	A・B・C・D・無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	A・B・C・D・無	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	A・B・C・D・無	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	A・B・C・D・無	
	2 側板・表示面板押えの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	A・B・C・D・無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	A・B・C・D・無	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	A・B・C・D・無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	A・B・C・D・無	
	3 周辺機器の劣化、破損	A・B・C・D・無	
その他	1 附属部材（装飾・振れ止め棒・鳥よけ・その他附属品）の腐食、破損	A・B・C・D・無	
	2 避雷針の腐食、破損	A・B・C・D・無	
	3 その他点検した事項 ()	A・B・C・D・無	
※ 点検結果欄は、次を参照してA、B、C、D又は無のいずれかを○で囲んでください。 A 良好である。 B 多少の劣化があり経過観察を要する。 C 劣化が進行しているため次回点検時までに補修を要する。 D 劣化しているため速やかな補修を要する。 無 該当する点検箇所・点検項目がない。			

点検結果により、C又はDの場合は、内容を記載してください。

点検結果等

(別紙) 資格者による点検について

以下の広告物を掲出されるときは、**1～6の資格者による点検が必要**となります。資格を持っていない場合には、広告業者に点検を委託する等の対応をお願いします。

屋外広告物講習会は全国で開催されており、どこでも受講可能です。神奈川県内では、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市が持ち回りで年に一度開催します。

- ①壁面利用広告物（建築物の壁面に直接表示（ペイント）するものを除く）
- ②広告塔・広告板
- ③屋上広告物
- ④壁面突出広告物（袖看板）
- ⑤固定された広告幕